

悪臭防止法

悪臭の規制方式を「臭気指数規制」に変更しました

これまで五條市では、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニアや硫化水素などの悪臭防止法に定める 22 種類の特定悪臭物質の濃度による「物質濃度規制」を行ってきました。

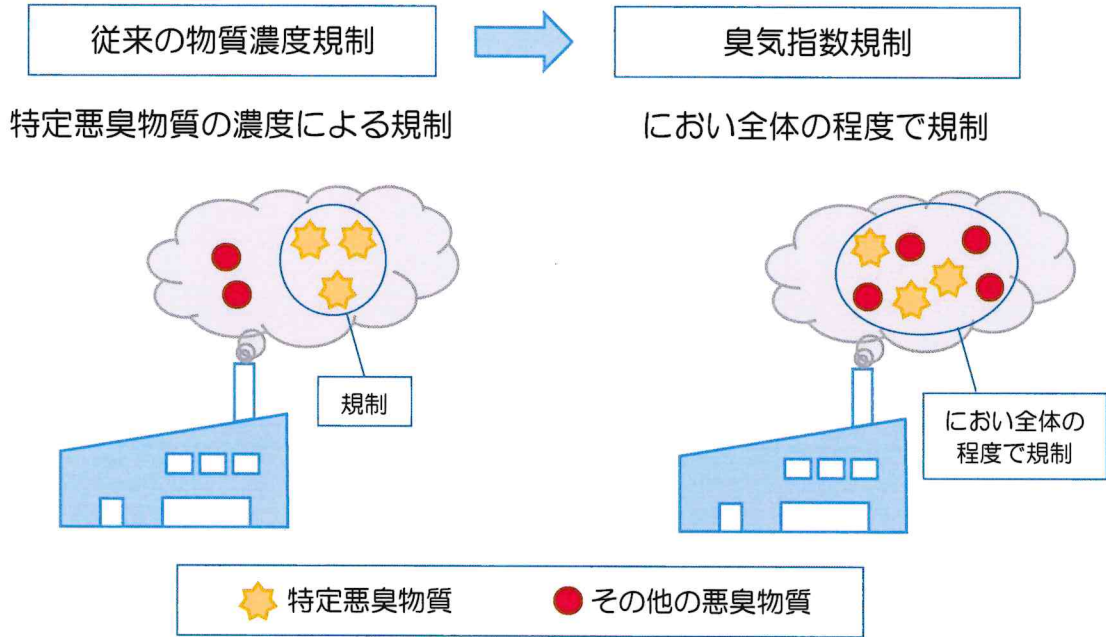
しかし、この方法では、様々なにおいが混ざった複合臭や規制対象外の物質による悪臭への対応が困難な状況でした。

そこで、本市では、悪臭防止法に基づく規制方式を「物質濃度規制」から、人の嗅覚を用いてにおいの程度を判断する「臭気指数規制」に変更しました。

令和2年4月

五 條 市

従来の物質濃度規制と臭気指数規制との違い



臭気指数とは

正常な嗅覚を有する6名のパネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者）に、無臭空気2袋と希釈した悪臭試料1袋を嗅覚により区別させ、無臭空気と悪臭試料の区別ができなくなった時点の希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に10を乗じた数値のことをいいます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

臭気指数 12	概ね 16 倍に希釈すると無臭と区別ができなくなる悪臭
臭気指数 15	概ね 32 倍に希釈すると無臭と区別ができなくなる悪臭
臭気指数 18	概ね 64 倍に希釈すると無臭と区別ができなくなる悪臭



嗅覚測定の様子

出典：環境省「臭気対策行政ガイドブック」

悪臭防止法に基づく五條市の臭気指数規制

規制対象 市内全ての工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭

規制地域 五條市全域

規制基準 悪臭防止法（以下「法」という。）の規制基準は、次のとおりです。

1号基準（敷地境界線上の規制基準）

市内を3つの地域に区分し、規制基準を設定しています。

区分	地域の範囲	臭気指数
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 風致地区 歴史的風土保存区域	12
第2種区域	第1種区域及び第3種区域以外の区域	15
第3種区域	第1種区域以外の農業振興地域	18

2号基準（気体排出口の規制基準）

1号基準を基礎として、法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とします。

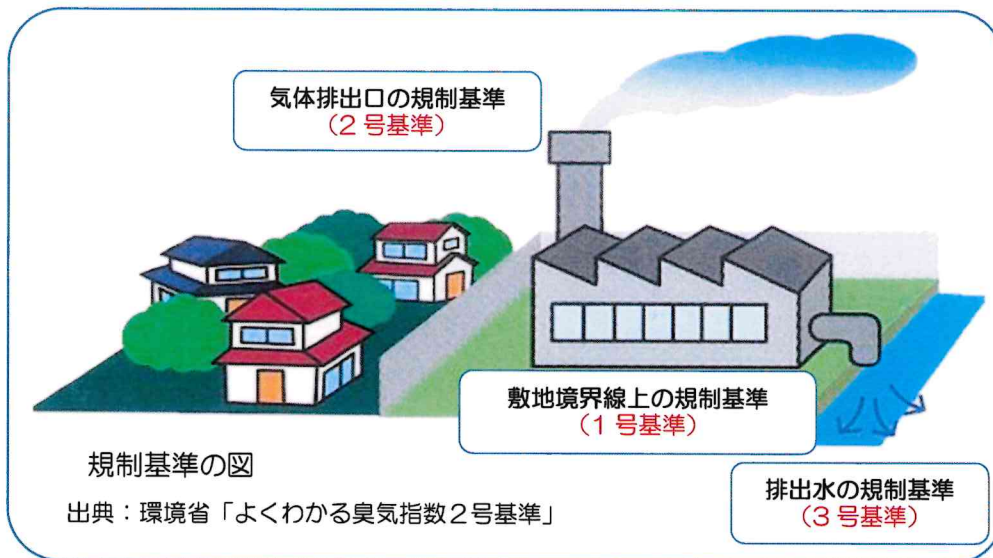
詳細は、環境省ホームページ掲載の「よくわかる臭気指数規制2号」等を参照してください。

3号基準（排出水の規制基準）

1号基準を基礎として、法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数とします。

区分	臭気指数
第1種区域	28
第2種区域	31
第3種区域	34

$$\text{基準値} = \text{1号基準} + 16$$



悪臭防止対策

事業者は、周囲の環境に配慮し、悪臭発生状況の調査、原因の究明、改善対策の検討など、日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行うことが必要です。

① 工場・事業場周辺の調査

近隣住宅との距離	排出口の高さ	空気の流れ
窓や出入口の開閉状況	排出口の向き	植栽の状況

等

② 悪臭原因の究明

においの発生源	においの種類	においの頻度
におい発生の時間帯	におい発生作業・工程	

等

③ 改善対策の検討

原材料等の搬入・保管方法の改善	原材料等の変更	清掃の実施
原因施設の密閉化・構造改善	作業方法・工程の改善	作業時間の変更
排出口の高さ・形状の変更	廃棄物の処理方法の改善	植栽の実施

等

④ 脱臭装置の導入検討

発生源に合った脱臭装置の導入（吸着法・燃焼法・洗浄法・生物脱臭法などの方法を採用）

立入検査・改善命令等

報告及び検査

法第 20 条

市長は、悪臭発生施設の運用状況、排出防止設備の設置状況、その他悪臭防止に関し必要な事項の報告を求め、又は立入検査等を行うことができます。

改善勧告及び改善命令

法第 8 条第 1 項、同条第 2 項

市長は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出が規制基準に適合せず、周辺住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、事業者に対して悪臭発生施設の運用の改善、排出防止設備の改良などの悪臭防止措置を執ることを勧告できます。

改善勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執ることを命令できます。

事故時の措置

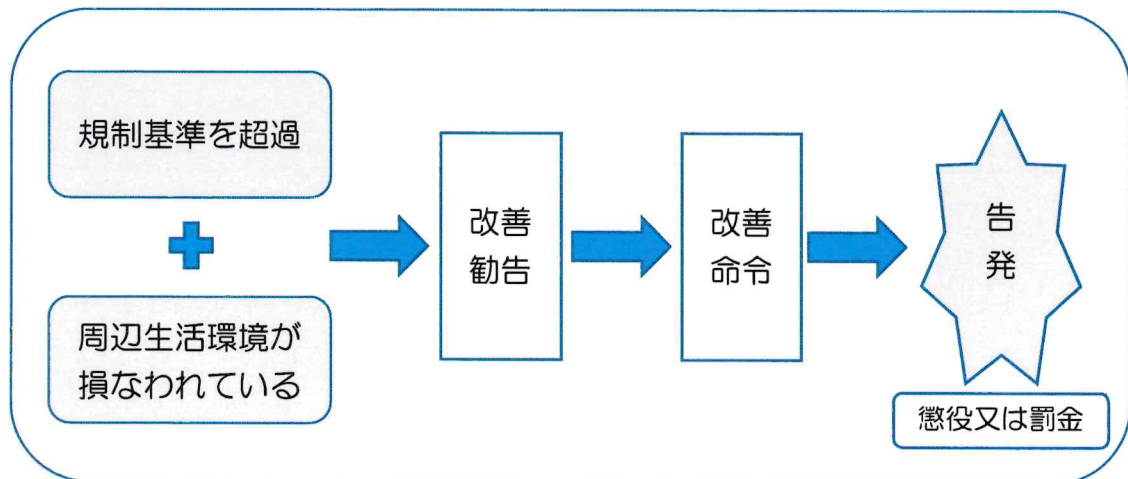
法第 10 条

事業者は、工場・事業場において事故が発生し、悪臭原因物質の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、応急措置及び速やかな復旧を講じるとともに、市に通報しなければなりません。

罰 則

法第 24 条～第 30 条

改善命令に従わない場合、報告又は検査を拒んだ場合等には罰則が規定されています。（罰則：1年以上の懲役又は100万円以下の罰金）



お問い合わせ 〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号
五條市 産業環境部 環境政策課
TEL : 0747-22-4001 FAX : 0747-22-8210
E-mail : kankyou@city.gojo.lg.jp